

第4章

データからみる市税

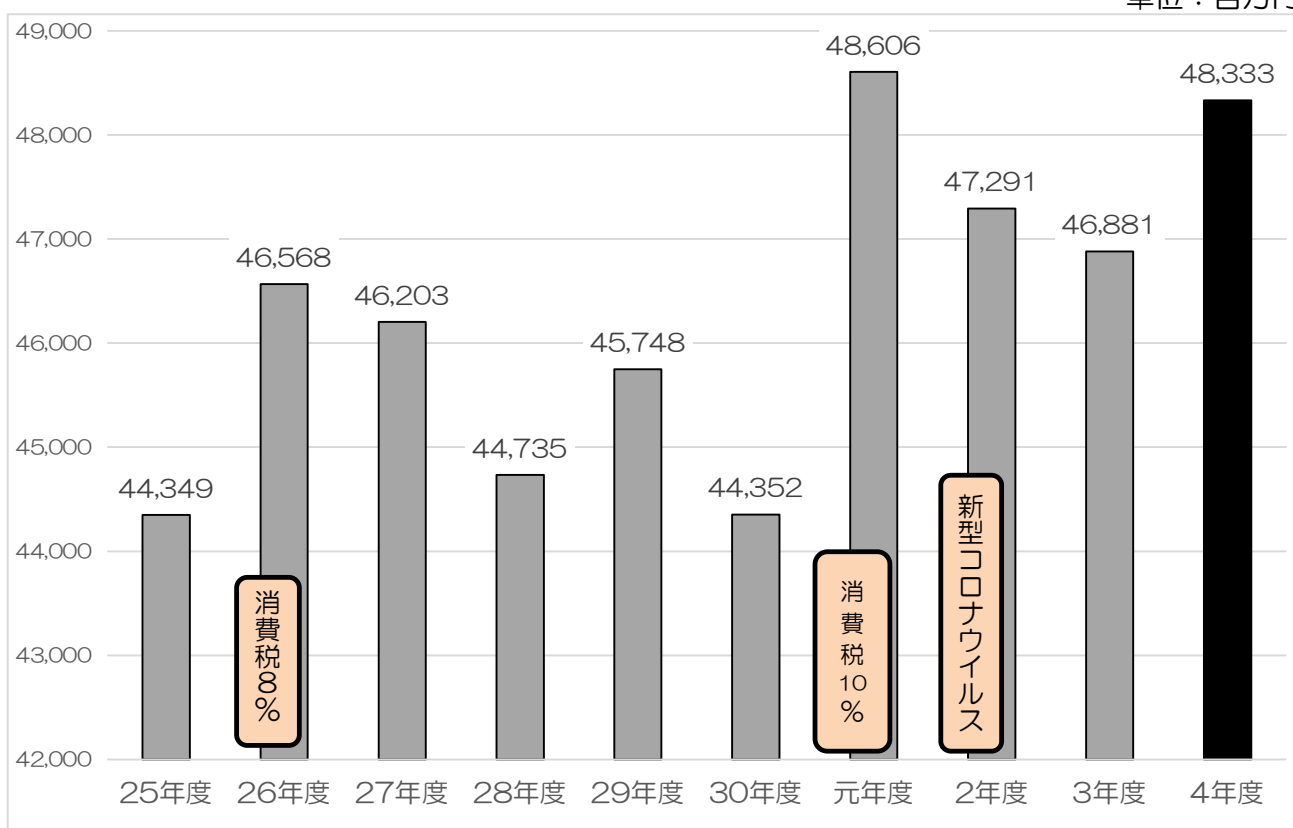
1 10年間の状況

市税は、この10年間に於いて、経済状況や税制改正等により変動していますが、10年間の決算額の平均は約460億円となっています。

令和2年度以降、税制改正等の影響により市税総額は前年度比で減となっていました。令和4年度は、個人市民税、法人市民税及び固定資産税の増をはじめ、ほぼ全ての税目で増収となったことから、前年度比3.1%の増となりました。

(1) 市税総額

単位：百万円



単位：百万円，%

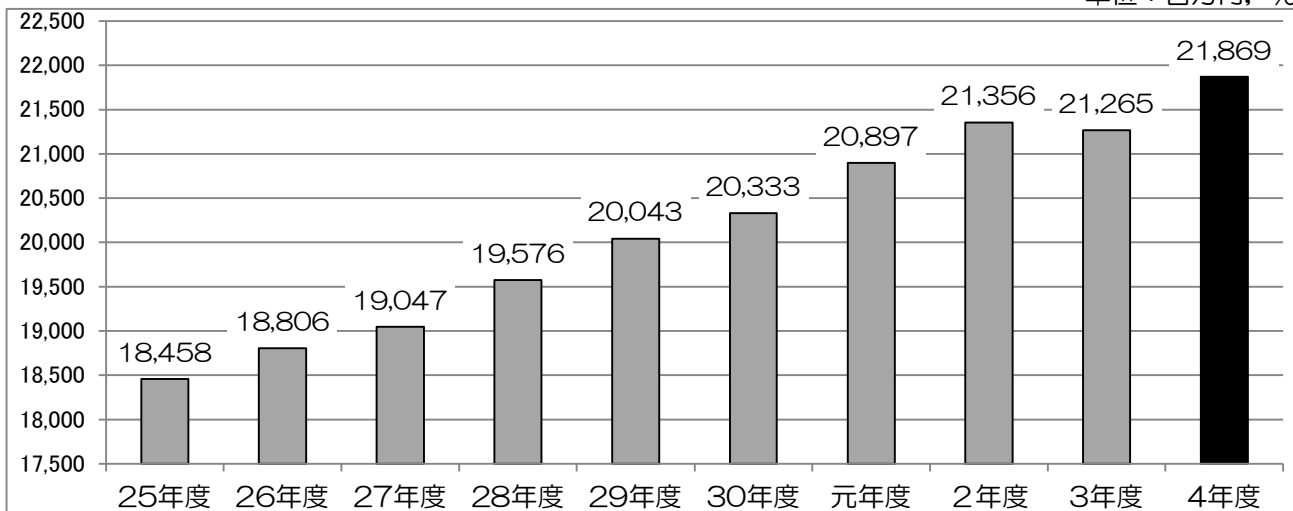
年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
決算額	44,349	46,568	46,203	44,735	45,748	44,352	48,606	47,291	46,881	48,333
増減額	2,355	2,218	▲ 364	▲ 1,469	1,013	▲ 1,395	4,254	▲ 1,315	▲ 410	1,452
増減率	5.6	5.0	▲ 0.8	▲ 3.2	2.3	▲ 3.1	9.6	▲ 2.7	▲ 0.9	3.1

(2) 個人市民税

個人市民税は、経済状況、税制改正、人口等により変動します。

平成25年度以降、扶養控除の見直し等の税制改正や景気の回復、納税義務者の増加等により、増加傾向が続いており、令和3年度はふるさと納税の減収影響の拡大により、平成23年度以来の前年度比減となりましたが、令和4年度は、納税義務者数の増により再び増収となっています。

単位：百万円、%



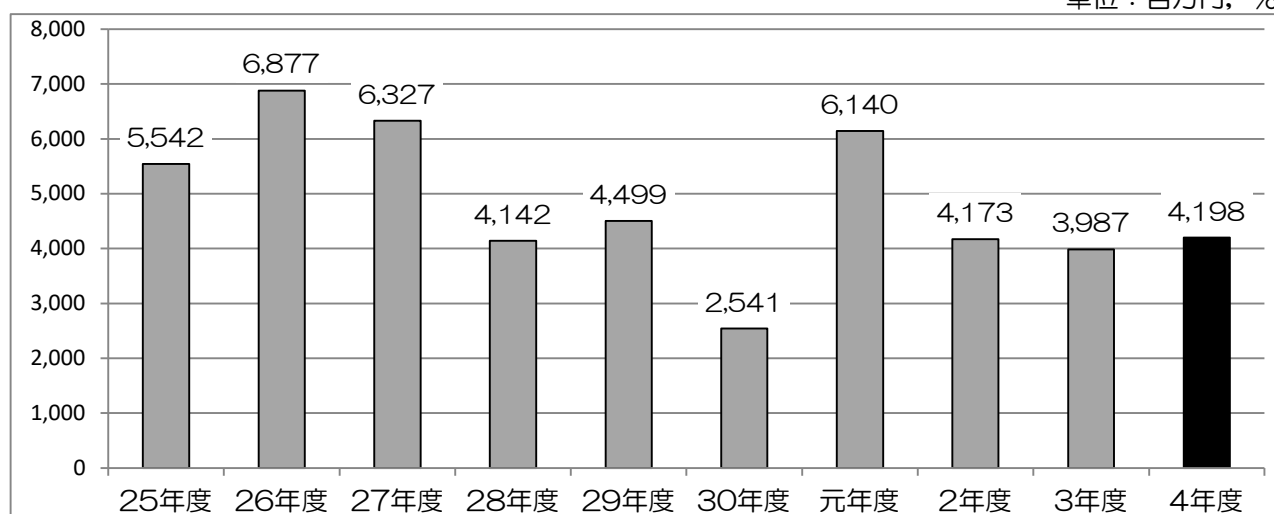
年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	
決算額	18,458	18,806	19,047	19,576	20,043	20,333	20,897	21,356	21,265	21,869	
増減額		232	348	241	529	467	290	564	459	▲ 90	604
増減率		1.3	1.9	1.3	2.8	2.4	1.4	2.8	2.2	▲ 0.4	2.8

(3) 法人市民税

法人市民税は、経済状況の影響を受けるため、年度間の増減率も大きくなります。

平成25年度以降は増収が続き、平成26年度には過去最高の68億円余となりましたが、それ以降は、税制改正の影響などにより減少傾向が続きました。令和元年度には、一部法人の事業年度変更に伴う納付時期変更等により大幅な増収となりましたが、令和2年度以降は増収要因の解消やさらなる税制改正の影響を受け、40億円前後で推移しています。

単位：百万円、%

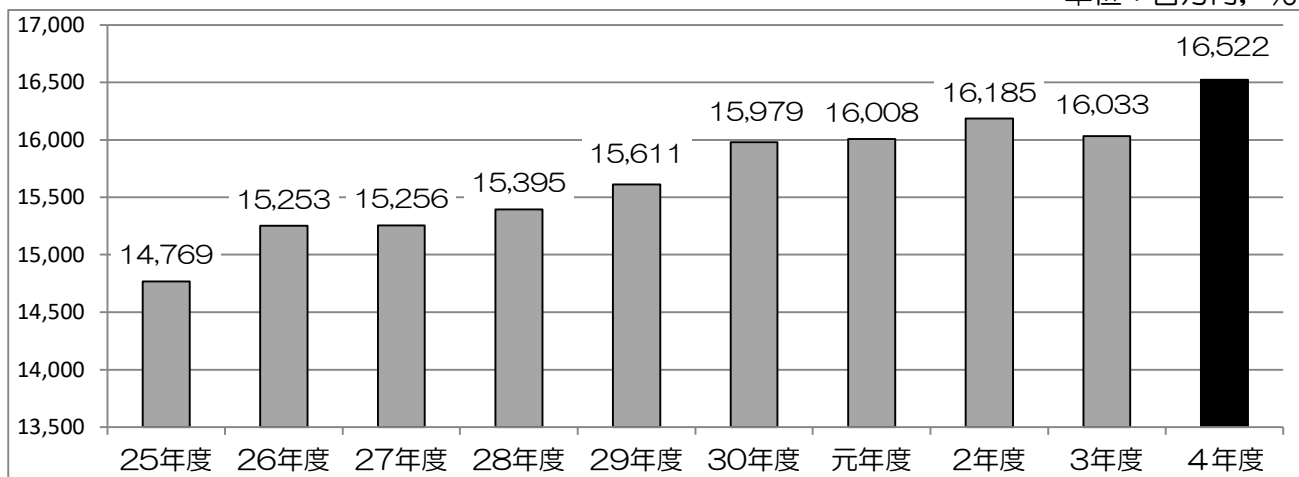


年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	
決算額	5,542	6,877	6,327	4,142	4,499	2,541	6,140	4,173	3,987	4,198	
増減額		1,757	1,336	▲ 550	▲ 2,185	357	▲ 1,958	3,598	▲ 1,967	▲ 186	211
増減率		46.4	24.1	▲ 8.0	▲ 34.5	8.6	▲ 43.5	141.6	▲ 32.0	▲ 4.5	5.3

(4) 固定資産税（国有資産等交付金を除く。）

固定資産税は、3年に一度の評価替えや税制改正等により変動があります。この10年間では、平成27年度、平成30年度、令和3年度に評価替えを実施しています。そのため、評価替えの実施年度（基準年度）以降の3年間を単位として変動の傾向を見ることができます。基準年度の翌年度、翌々年度の収入額については、家屋の新增築分の増や税制改正により増加していますが、各年度における変動幅は少ないという特徴があります。

単位：百万円、%



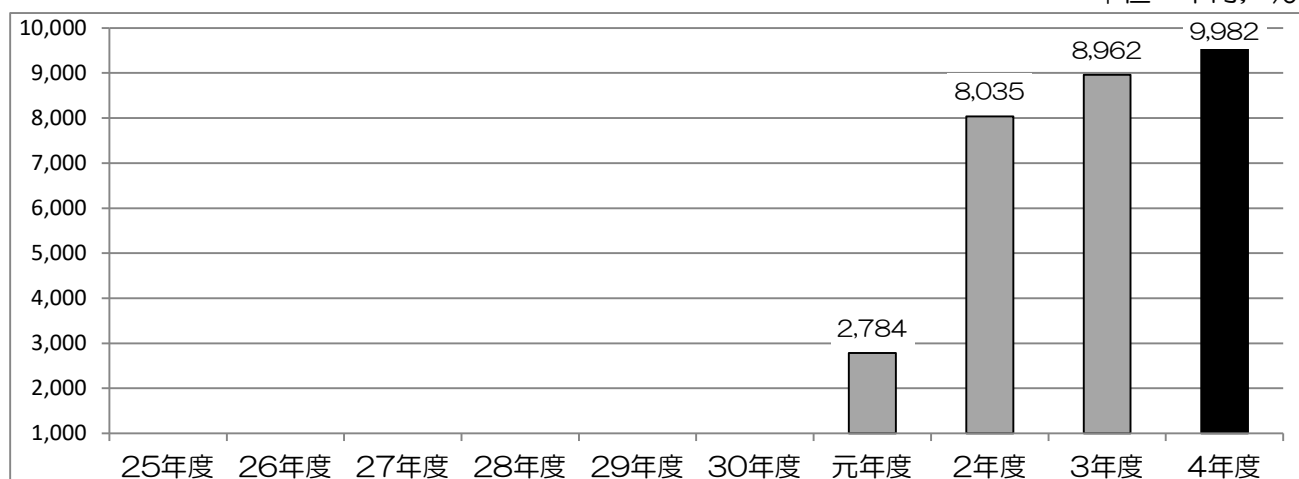
年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
決算額	14,769	15,253	15,256	15,395	15,611	15,979	16,008	16,185	16,033	16,522
増減額	205	484	3	139	217	368	29	176	▲152	489
増減率	1.4	3.3	0.0	0.9	1.4	2.4	0.2	1.1	▲0.9	3.0

(5) 軽自動車税（環境性能割）

軽自動車税（環境性能割）は、自動車取得税の廃止に伴い、令和元年10月に創設され、令和2年度から賦課徴収が通年化しました。

令和3年度は納付台数の増により前年度比で増収となりましたが、令和4年度は納付台数が減となったものの、消費税率の引き上げや新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置の一環として実施された自家用乗用車に対する税率軽減措置の終了により増収となりました。

単位：千円、%



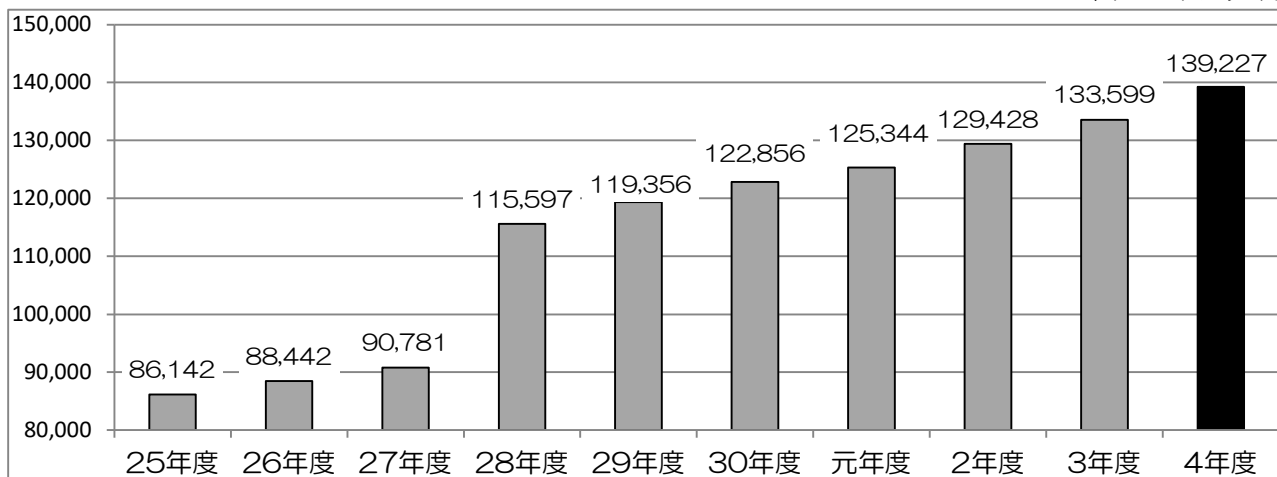
年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
決算額							2,784	8,035	8,962	9,982
増減額							-	5,251	927	1,020
増減率							-	188.6	11.5	11.4

(6) 軽自動車税（種別割）

軽自動車税（種別割）は、緩やかな増加傾向が続いています。

平成26年度税制改正による税率引き上げ（平成28年度施行）の影響や軽自動車のうち四輪乗用自家用車が増えていることが収入額の増加の要因となっています。令和2年度までは、50cc以下の原動機付自転車が大きく減少しているため、総登録台数は減少傾向にありましたが、令和3年度からはその減少率の低下により、総登録台数も増加に転じています。

単位：千円，%

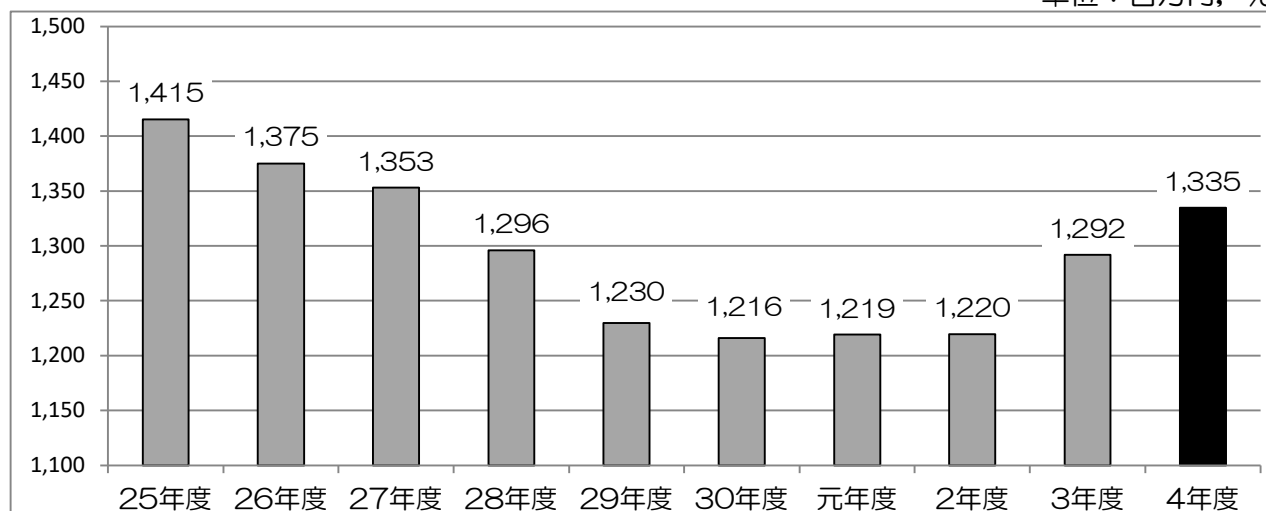


年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
決算額	86,142	88,442	90,781	115,597	119,356	122,856	125,344	129,428	133,599	139,227
増減額	514	2,299	2,340	24,816	3,760	3,500	2,488	4,084	4,171	5,628
増減率	0.6	2.7	2.6	27.3	3.3	2.9	2.0	3.3	3.2	4.2

(7) 市たばこ税

市たばこ税は、売上本数の減少による減収が続いていましたが、平成28年度からの旧3級品の特例税率廃止に伴う段階的な税率改定（令和元年度まで）、平成30年10月からの旧3級品以外の紙巻きたばこや加熱式たばこについての税率改定（令和4年10月まで）により、横ばいを経て、増収傾向に転じました。税率改定と喫煙率の動向による売上本数への影響が、各年度の変動要因となっています。

単位：百万円，%

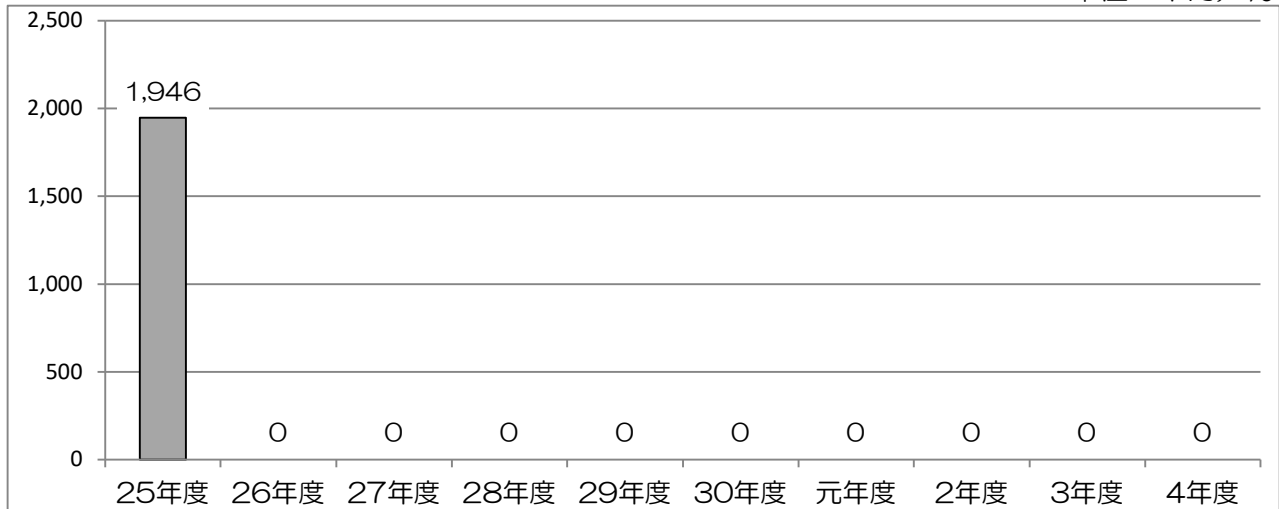


年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
決算額	1,415	1,375	1,353	1,296	1,230	1,216	1,219	1,220	1,292	1,335
増減額	95	▲ 40	▲ 22	▲ 57	▲ 66	▲ 14	3	1	72	43
増減率	7.2	▲ 2.8	▲ 1.6	▲ 4.2	▲ 5.1	▲ 1.1	0.3	0.0	5.9	3.3

(8) 入湯税

入湯税は、平成19年度以降、減少傾向となり、平成26年度以降は課税対象施設が存在しなくなったため、収入額はゼロとなりました。

単位：千円，%

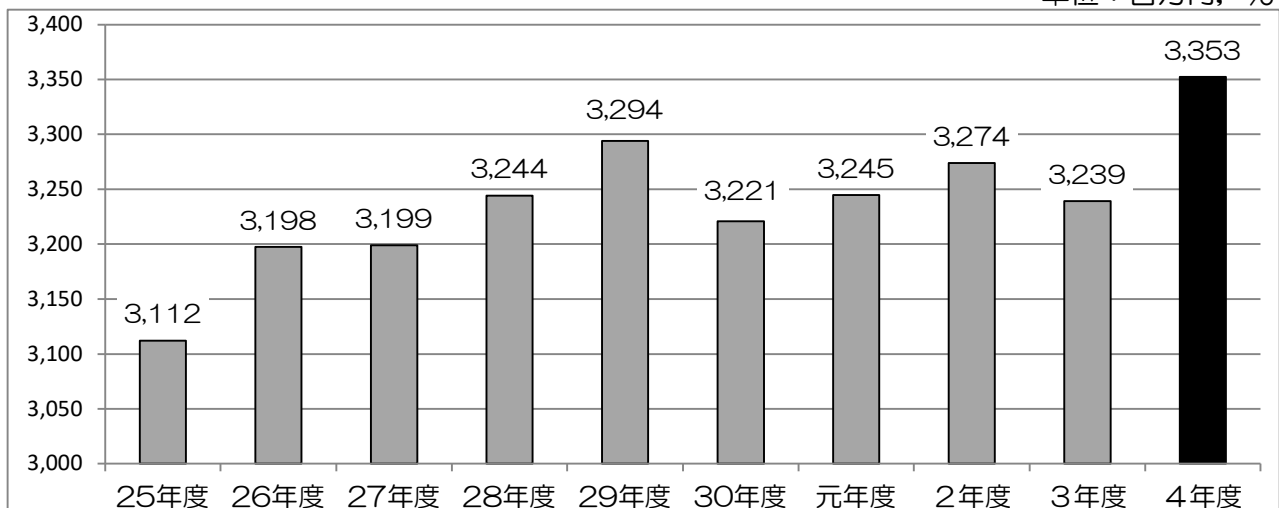


年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
決算額	1,946	0	0	0	0	0	0	0	0	0
増減額	▲ 445	▲ 1,946	0	0	0	0	0	0	0	0
増減率	▲ 18.6	▲ 100.0	-	-	-	-	-	-	-	-

(9) 都市計画税

都市計画税は、固定資産税の課税対象のうち土地及び家屋に課税します。平成29年度まで0.25%だった特例税率を、平成30年度から0.24%に変更したため、平成30年度は前年に比べ減少しています。その他の年度毎の変動は固定資産税とほぼ同じとなっています。

単位：百万円，%



年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
決算額	3,112	3,198	3,199	3,244	3,294	3,221	3,245	3,274	3,239	3,353
増減額	41	86	2	45	50	▲ 73	24	29	▲ 34	113
増減率	1.3	2.7	0.0	1.4	1.5	▲ 2.2	0.7	0.9	▲ 1.0	3.5

2 課税状況調べ等

課税状況調べでは、全国自治体を対象に7月1日を調査基準日として調査が実施されています。その調査結果や市で保有する課税データを基に、基幹的な税である個人市民税の内容を詳しく見ることができます。

(1) 個人市民税

ア. 所得区分別の納税義務者の状況

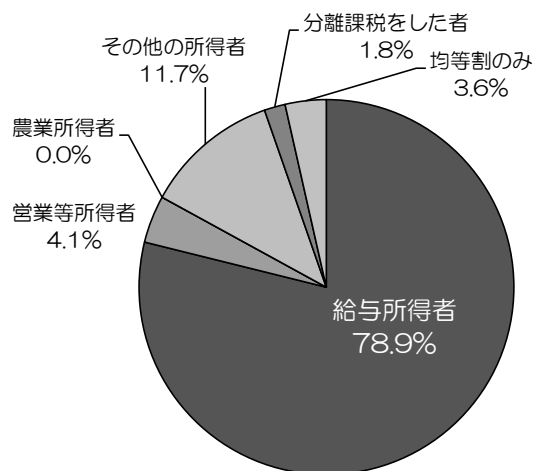
個人市民税の所得区分別の納税義務者数については、約80%は給与所得者で、総所得金額及び所得割額についても約80%が給与所得者の構成となっています。次いで、その他の所得における納税義務者が約10%を占めています。

所得に対する税

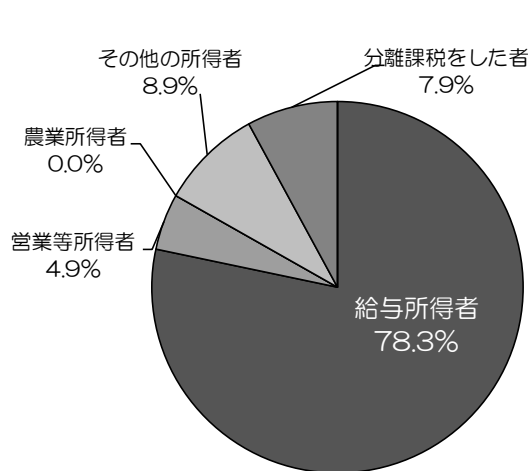
単位：人・%・千円

項目	納税義務者		総所得金額等		所得割額		備考
	人数	構成比	金額	構成比	金額	構成比	
合計	131,412		531,333,127		21,179,837		
給与所得者	103,652	78.9	438,078,820	82.4	16,580,903	78.3	給与を主たる収入とする納税義務者
営業等所得者	5,365	4.1	24,884,333	4.7	1,037,693	4.9	営業等所得が最も大きい納税義務者
農業所得者	8	0.0	33,861	0.0	1,364	0.0	農業所得が最も大きい納税義務者
その他の所得者	15,356	11.7	49,394,700	9.3	1,877,622	8.9	年金、雑所得（講演等の報酬など）等が最も大きい納税義務者
分離課税をした者	2,355	1.8	18,941,413	3.6	1,682,255	7.9	土地・家屋、株式等の売却等により、分離課税による申告が必要となった納税義務者
均等割のみ	4,676	3.6	—	—	—	—	所得割が発生しない範囲で収入があり、均等割のみ納税義務が生じた者

「納税義務者」の構成比



「所得割額」の構成比



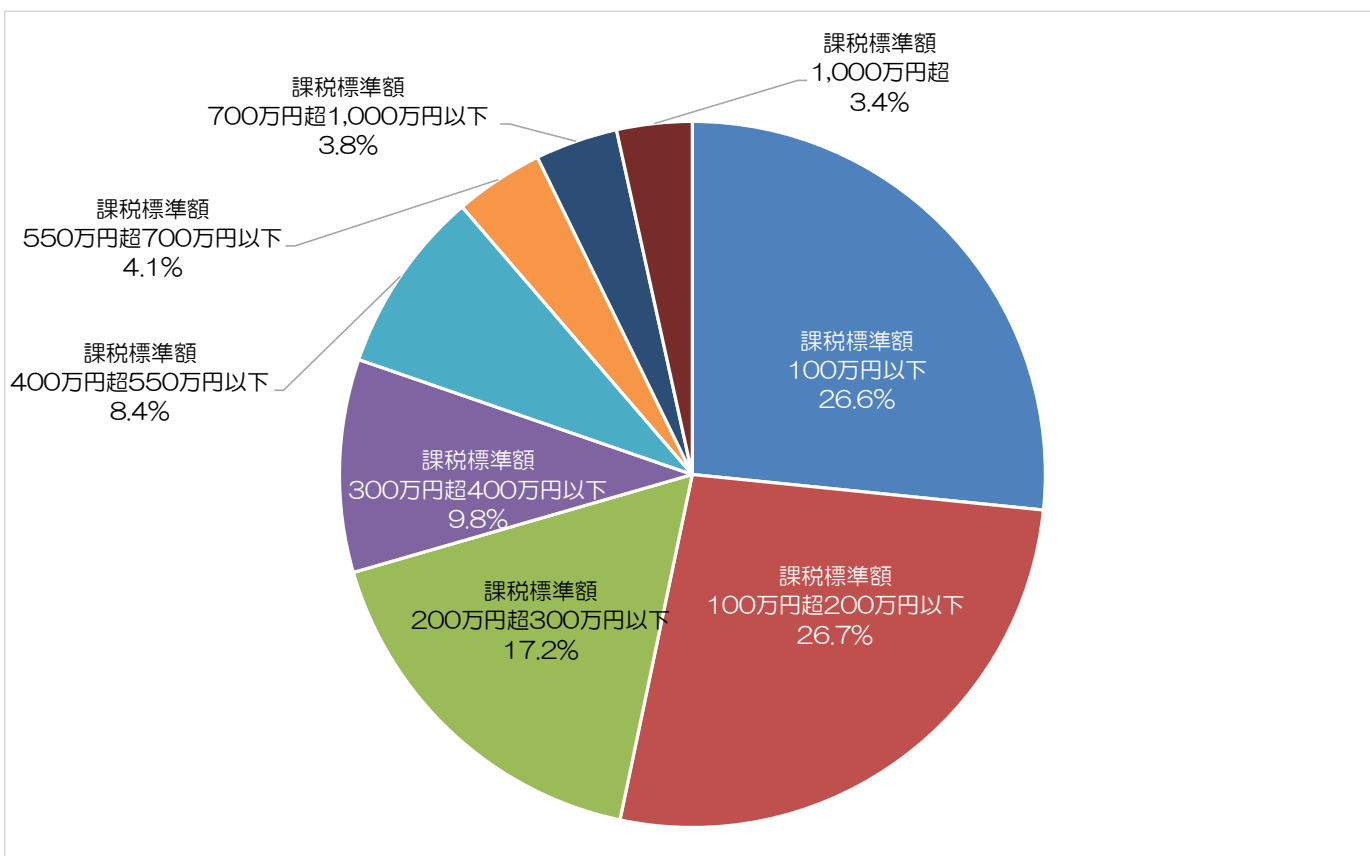
イ. 課税標準額段階別の納税義務者の状況

個人市民税の課税標準段階別の納税義務者については、100万円超200万円以下が26.7%、次いで100万円以下で26.6%となっています。以下、200万円超300万円以下、300万円超400万円以下の順になっており、400万円以下が全体の80.3%を占めています。

※課税標準とは、総所得金額等から扶養等にかかる所得控除額を差し引いた額で、税率を掛ける対象の額をいいます。

単位：人、%

項目	全体		給与所得者		営業等所得者		農業所得者		その他の所得者		分離課税した者	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
合計	126,736		103,652		5,365		8		15,356		2,355	
課税標準額 100万円以下	33,728	26.6%	23,346	22.5%	1,691	31.5%	2	25.0%	8,150	53.1%	539	22.9%
課税標準額 100万円超200万円以下	33,804	26.7%	28,650	27.6%	1,192	22.2%	1	12.5%	3,660	23.8%	301	12.8%
課税標準額 200万円超300万円以下	21,840	17.2%	19,433	18.7%	705	13.1%	3	37.5%	1,434	9.3%	265	11.3%
課税標準額 300万円超400万円以下	12,368	9.8%	11,080	10.7%	436	8.1%	0	0.0%	615	4.0%	237	10.1%
課税標準額 400万円超550万円以下	10,670	8.4%	9,546	9.2%	435	8.1%	0	0.0%	455	3.0%	234	9.9%
課税標準額 550万円超700万円以下	5,160	4.1%	4,465	4.3%	246	4.6%	1	12.5%	267	1.7%	181	7.7%
課税標準額 700万円超1,000万円以下	4,798	3.8%	3,989	3.8%	315	5.9%	1	12.5%	277	1.8%	216	9.2%
課税標準額 1,000万円超	4,368	3.4%	3,143	3.0%	345	6.4%	0	0.0%	498	3.2%	382	16.2%



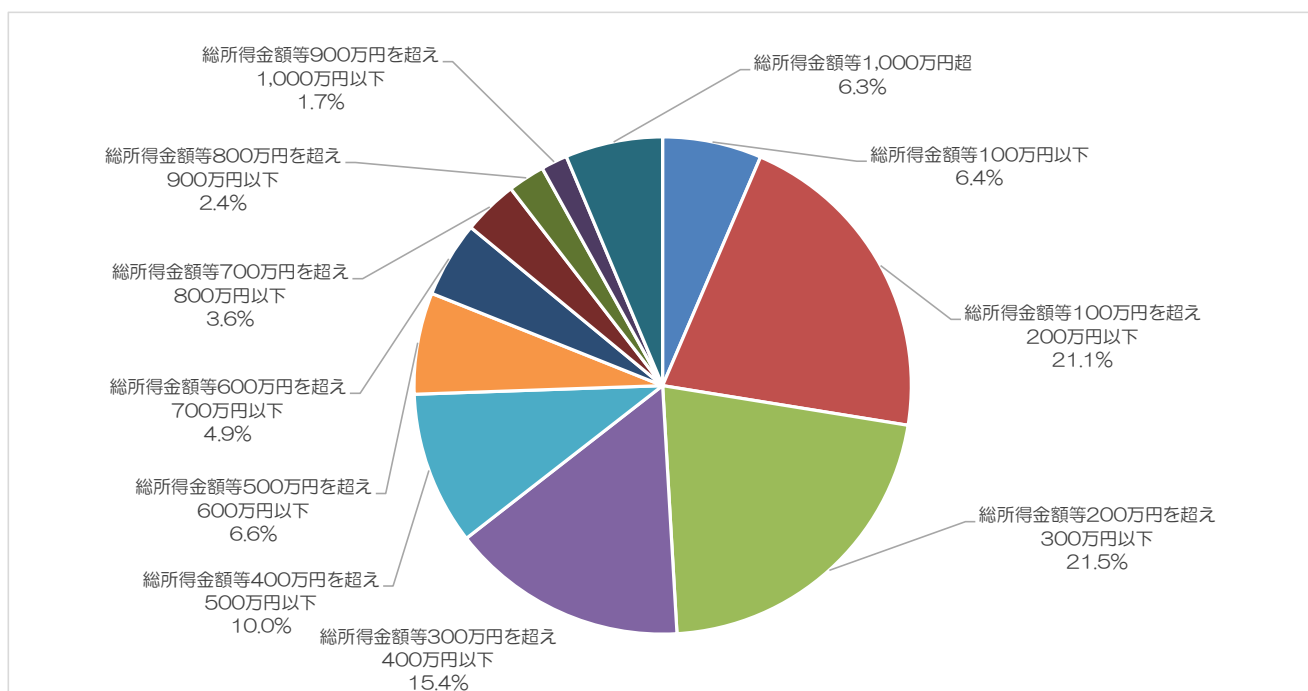
ウ. 総所得金額等段階別の納税義務者等の状況

総所得金額等段階別の納税義務者の状況では、200万円を超え300万円以下が最も多く、以下、100万円を超え200万円以下、300万円を超え400万円以下の順となっており、総所得金額等が400万円以下が64.4%を占めています。

課税標準額総額では、1,000万円超が最も多く、以下、300万円を超え400万円以下、200万円を超え300万円以下の順となっています。

◎ 納税義務者の状況

項目	納税義務者数	構成比	課税標準額総額	
			総額	構成比
合計	126,736		398,359	
総所得金額等100万円以下	8,144	6.4%	1,522	0.4%
総所得金額等100万円を超え200万円以下	26,766	21.1%	19,231	4.8%
総所得金額等200万円を超え300万円以下	27,290	21.5%	38,546	9.7%
総所得金額等300万円を超え400万円以下	19,523	15.4%	42,819	10.7%
総所得金額等400万円を超え500万円以下	12,637	10.0%	37,329	9.4%
総所得金額等500万円を超え600万円以下	8,361	6.6%	31,360	7.9%
総所得金額等600万円を超え700万円以下	6,231	4.9%	28,372	7.1%
総所得金額等700万円を超え800万円以下	4,535	3.6%	24,406	6.1%
総所得金額等800万円を超え900万円以下	3,041	2.4%	18,992	4.8%
総所得金額等900万円を超え1,000万円以下	2,173	1.7%	15,742	4.0%
総所得金額等1,000万円超	8,035	6.3%	140,039	35.2%



工. 総所得金額等段階別の納税義務者の推移

総所得金額等段階別の納税義務者の構成比に大きな変化はありませんが、総体的に総所得金額等200万円以下の割合が減少している一方、200万円超の割合は増加傾向にあります。
 なお、納税義務者数は、人口増の影響等もあり、増加傾向にあります。

◎ 納税義務者の状況

単位：人

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
合計	123,638	125,238	125,977	126,736
総所得金額等100万円以下	10,272	10,216	8,289	8,144
総所得金額等100万円を超え200万円以下	29,081	29,215	27,692	26,766
総所得金額等200万円を超え300万円以下	25,692	25,681	27,705	27,290
総所得金額等300万円を超え400万円以下	17,849	18,350	19,149	19,523
総所得金額等400万円を超え500万円以下	11,611	11,935	12,432	12,637
総所得金額等500万円を超え600万円以下	7,852	7,987	8,252	8,361
総所得金額等600万円を超え700万円以下	5,641	5,913	6,000	6,231
総所得金額等700万円を超え800万円以下	4,049	4,110	4,145	4,535
総所得金額等800万円を超え900万円以下	2,621	2,697	2,838	3,041
総所得金額等900万円を超え1,000万円以下	1,844	1,964	2,022	2,173
総所得金額等1,000万円超	7,126	7,170	7,453	8,035

◎ 課税標準額の状況

単位：百万円

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
合計	371,997	379,972	378,547	398,359
総所得金額等100万円以下	2,283	2,234	1,554	1,522
総所得金額等100万円を超え200万円以下	22,840	22,861	20,030	19,231
総所得金額等200万円を超え300万円以下	38,335	38,419	39,058	38,546
総所得金額等300万円を超え400万円以下	40,480	41,665	41,826	42,819
総所得金額等400万円を超え500万円以下	35,128	36,237	36,534	37,329
総所得金額等500万円を超え600万円以下	29,994	30,541	30,904	31,360
総所得金額等600万円を超え700万円以下	26,117	27,370	27,170	28,372
総所得金額等700万円を超え800万円以下	22,102	22,385	22,245	24,406
総所得金額等800万円を超え900万円以下	16,602	17,040	17,680	18,992
総所得金額等900万円を超え1,000万円以下	13,479	14,408	14,604	15,742
総所得金額等1,000万円超	124,637	126,811	126,942	140,039

オ. 年金収入者の公的年金等収入金額の段階別納税義務者の状況

年金収入者の状況は、300万円以下の段階の納税義務者が全体の81.8%を占めており、300万円を超え500万円以下の段階の納税義務者が15.5%、500万円超の段階の納税義務者が2.6%となっています。

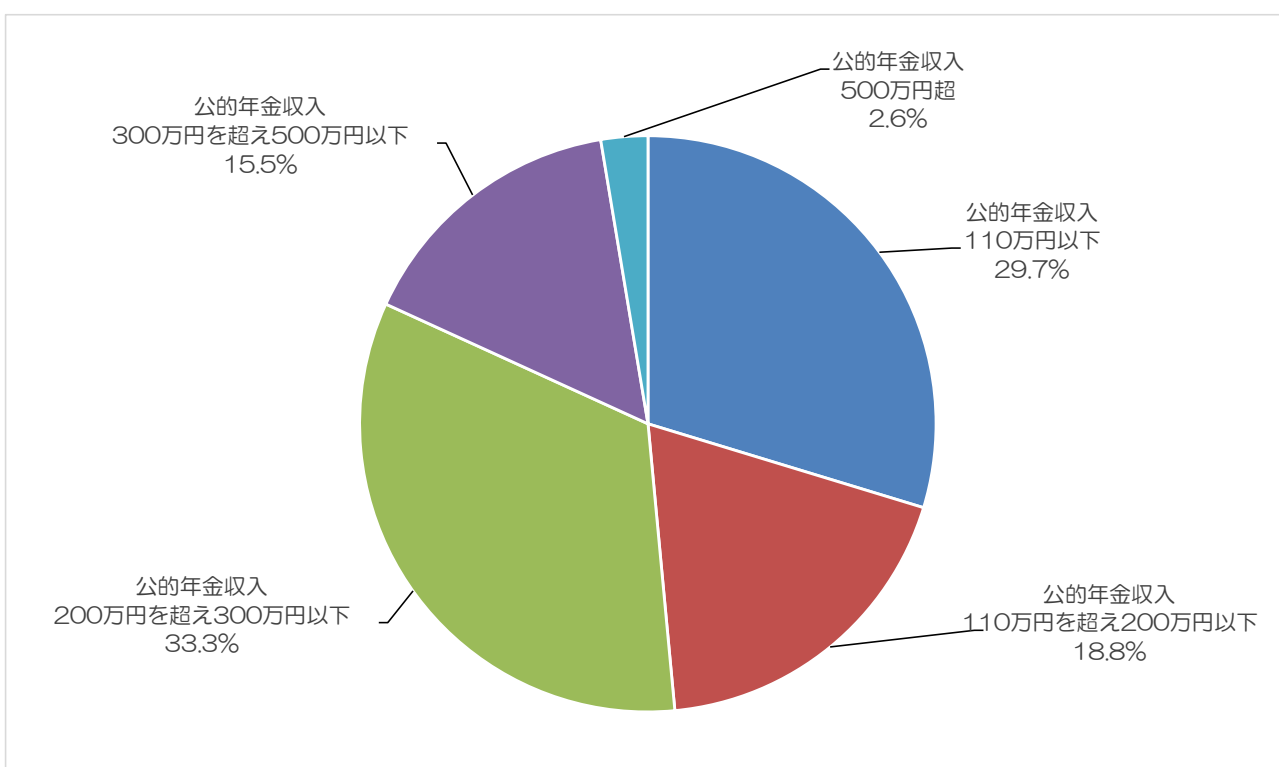
収入金額、雑所得金額では、200万円を超え500万円以下が約70%~80%を占める構成となっています。

※公的年金等とは、公的な制度により支給される国民年金、厚生年金、過去の勤務により会社などから支払われる年金などを言います。

◎ 納税義務者の状況

単位：人，%，百万円

項目	納税義務者数		公的年金等に係る収入金額		雑所得金額	
	納税義務者数	構成比	収入金額	構成比	雑所得金額	構成比
合計	22,991		46,418		24,617	
公的年金収入 110万円以下	6,830	29.7%	3,809	8.2%	109	0.4%
公的年金収入 110万円を超え200万円以下	4,321	18.8%	6,877	14.8%	2,340	9.5%
公的年金収入 200万円を超え300万円以下	7,661	33.3%	19,119	41.2%	10,747	43.7%
公的年金収入 300万円を超え500万円以下	3,575	15.5%	13,073	28.2%	8,817	35.8%
公的年金収入 500万円超	604	2.6%	3,540	7.6%	2,604	10.6%



カ. 年金収入段階別の納税義務者の推移

公的年金収入の納税義務者数は、増加傾向にありましたが、令和2年度以降は減になりました。また、年金収入額は、微減傾向が続いています。

◎ 納税義務者の状況

単位：人

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
合計	23,349	23,227	23,178	22,991
公的年金収入120万円以下 (令和3年度以降は110万円以下)	7,796	7,537	6,973	6,830
公的年金収入120万円を超え200万円以下 (令和3年度以降は110万円を超え200万円以下)	3,768	3,855	4,296	4,321
公的年金収入200万円を超え300万円以下	7,298	7,476	7,587	7,661
公的年金収入300万円を超え500万円以下	3,851	3,751	3,710	3,575
公的年金収入500万円超	636	608	612	604

◎ 公的年金収入に係る段階別の収入金額の状況

単位：百万円

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
合計	46,792	46,769	46,757	46,418
公的年金収入120万円以下 (令和3年度以降は110万円以下)	4,605	4,496	3,843	3,809
公的年金収入120万円を超え200万円以下 (令和3年度以降は110万円を超え200万円以下)	6,161	6,300	6,843	6,877
公的年金収入200万円を超え300万円以下	18,255	18,680	18,947	19,119
公的年金収入300万円を超え500万円以下	14,010	13,692	13,530	13,073
公的年金収入500万円超	3,761	3,602	3,594	3,540

キ. 特別徴収の推進状況について

東京都と都内全62区市町村は、納税者の利便性向上と税収の安定した確保の観点から、平成29年度から個人住民税の特別徴収を徹底しております。

個人住民税の特別徴収とは、事業主が、毎月、従業員に支払う給与から個人住民税を徴収し、従業員に代わって従業員の住所地の区市町村へ納入していただく制度です。

所得税の源泉徴収義務のある事業主は、従業員の個人住民税についても、給与から差し引きして納めることが法律等で義務付けられています。

調布市では、個人情報の適正な管理を徹底するとともに、特別徴収を実施していない事業所が円滑に特別徴収に切替えるための環境づくりのひとつとして、個人情報の取扱いに配慮した圧着式の特別徴収税額決定通知書を送付しております。

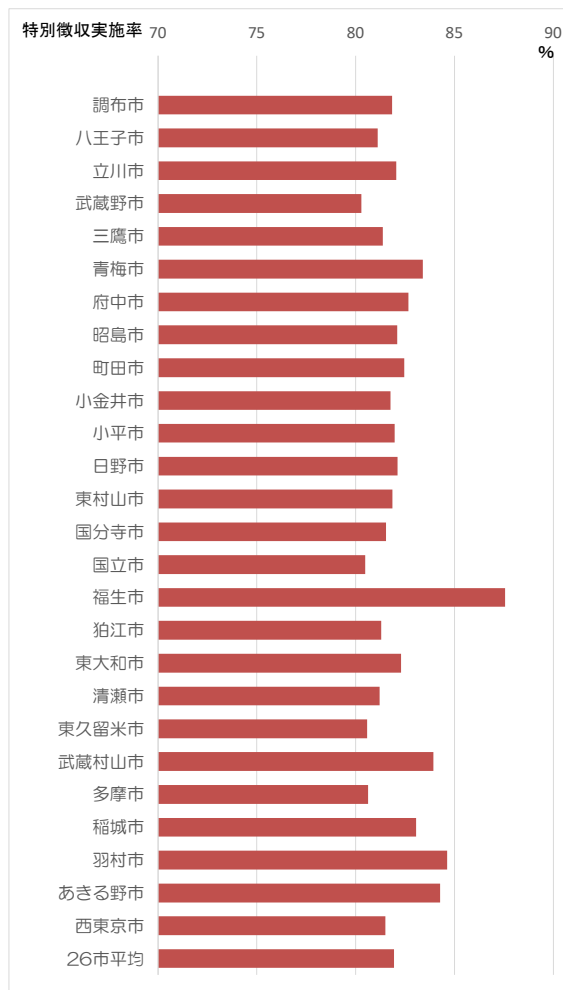
また、市のホームページ「個人住民税における特別徴収の徹底」にて、特別徴収徹底の説明や普通徴収に切り替えられる場合の明確な基準を示し、特別徴収を徹底しています。

単位：人、%

特別徴収実施率（調布市）	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	参考（令和4年度）	
						東京都 市町村合計	全国 市町村合計
給与所得のある納税義務者数（A）	104,322	107,241	109,066	109,325	110,251	1,817,096	51,803,209
増減	2,695	2,919	1,825	259	926	—	—
増減率	2.7	2.8	1.7	0.2	0.8	—	—
給与所得からの特別徴収に係る納税義務者数（B）	83,445	86,171	88,151	89,624	90,239	1,488,531	44,025,334
増減	2,427	2,726	1,980	1,473	615	—	—
増減率	3.0	3.3	2.3	1.7	0.7	—	—
特別徴収実施率（B/A）	80.0	80.4	80.8	82.0	81.8	81.9	85.0

【参考】多摩26市の状況（令和4年度） 単位：人、%

自治体名	給与所得のある 納税義務者数 (A)	給与所得からの特別徴 収に係る納税義務者数 (B)	特別徴収実施率 (B/A)
調布市	110,251	90,239	81.8
八王子市	228,258	185,131	81.1
立川市	80,998	66,464	82.1
武蔵野市	69,049	55,437	80.3
三鷹市	86,715	70,566	81.4
青梅市	53,173	44,345	83.4
府中市	116,211	96,077	82.7
昭島市	48,801	40,065	82.1
町田市	171,925	141,779	82.5
小金井市	57,104	46,686	81.8
小平市	81,706	66,979	82.0
日野市	81,647	67,048	82.1
東村山市	62,053	50,793	81.9
国分寺市	58,321	47,546	81.5
国立市	33,905	27,289	80.5
福生市	24,500	21,450	87.6
狛江市	37,601	30,567	81.3
東大和市	34,450	28,353	82.3
清瀬市	29,635	24,067	81.2
東久留米市	46,754	37,675	80.6
武蔵村山市	28,042	23,537	83.9
多摩市	61,090	49,258	80.6
稲城市	40,386	33,542	83.1
羽村市	23,446	19,841	84.6
あきる野市	31,336	26,405	84.3
西東京市	88,531	72,153	81.5
26市平均	68,688	56,280	81.9



※各年度7/1時点の「市町村税課税状況等の調」の数値から算出しています。

単位：人，%

特別徴収義務者（事業主）数の推移	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
特別徴収義務者数	28,278	28,911	29,380	29,514	29,916
増減	627	633	469	134	402
増減率	2.3	2.2	1.6	0.5	1.4

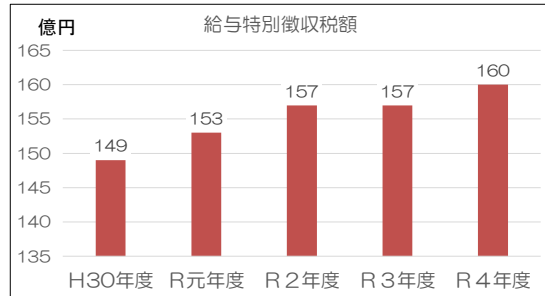
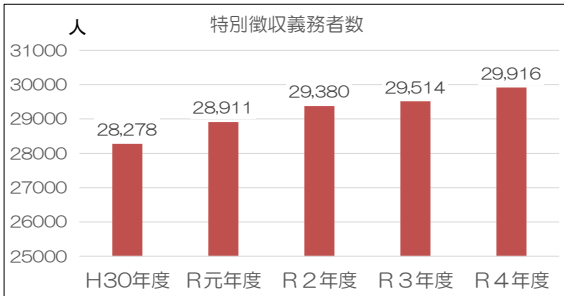
単位：億円，%

特別徴収税額の推移	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
給与特別徴収税額	149	153	157	157	160
増減	3	4	4	0	3
増減率	2.1	2.7	2.6	0.0	1.9



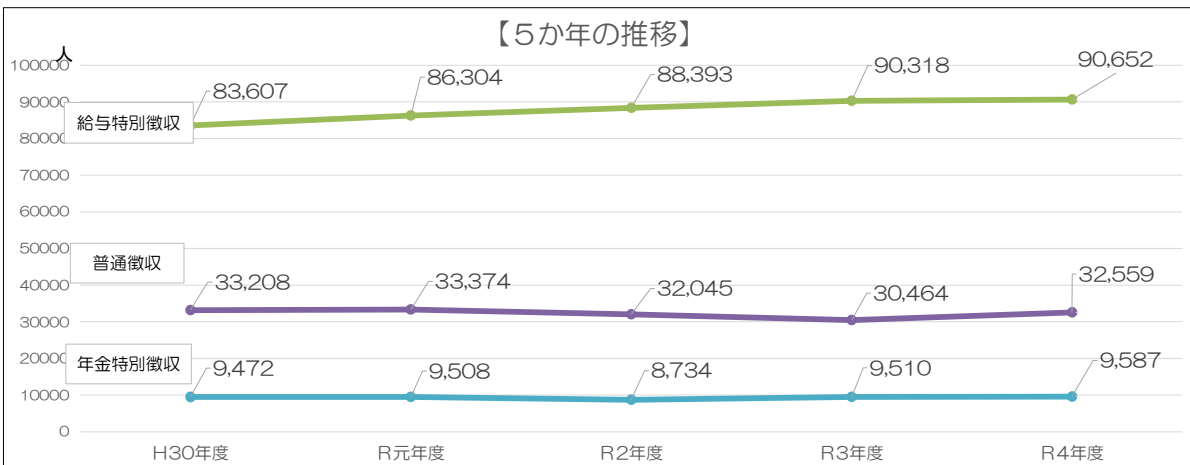
個人住民税PRキャラクター「ぜいきりん」

※各年度7/1時点の「市町村税課税状況等の調」の数値から算出しています。



○納付区分別の納税義務者の推移（決算時 現年課税分） 単位：人，%

納税義務者の分布状況	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R4年度 構成比
納税義務者数 合計	126,287	129,186	129,172	130,292	132,798	100.0
給与特別徴収	83,607	86,304	88,393	90,318	90,652	68.3
普通徴収	33,208	33,374	32,045	30,464	32,559	24.5
年金特別徴収	9,472	9,508	8,734	9,510	9,587	7.2



圧着式特別徴収税額決定通知書（納税義務者用）

税額決定通知書は、税の計算根拠となる情報（給与以外の収入や所得の額、控除額、扶養親族数等）が記載されているため、個人情報保護の観点から、平成27年度に送付する特別徴収税額決定通知書より、圧着して内容を秘匿した状態で送付する方式へ変更しました。

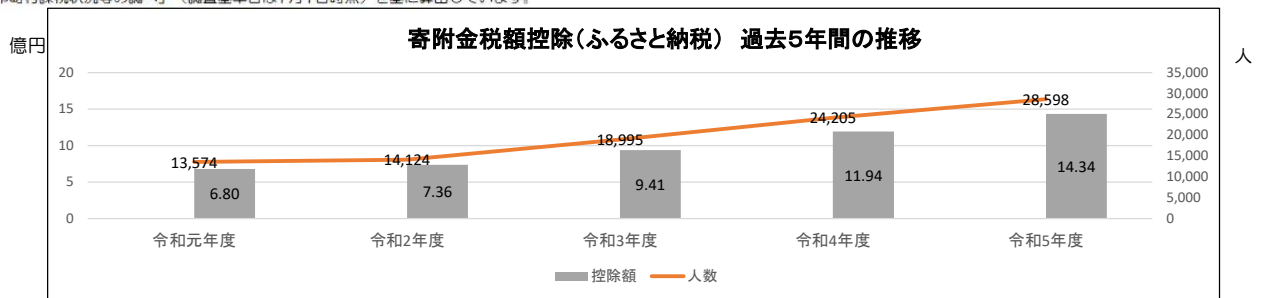


ク. 寄附金税額控除（ふるさと納税）に関する現況について

● 調布市の個人市民税に係る寄附金税額控除と寄附額

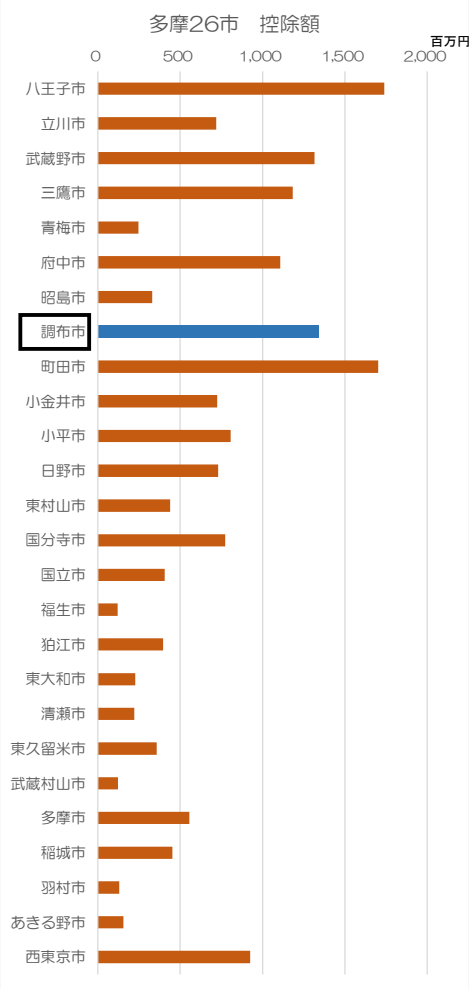
市民の寄附に対する税額控除額（調布市への寄附を含む）			
課税年度	人数	寄附額	控除額
令和元年度	13,574	15億9,000万円余	6億8,000万円余
うちワンストップ特例適用分	5,448	3億8,700万円余	2億2,300万円余
令和2年度	14,124	16億7,100万円余	7億3,600万円余
うちワンストップ特例適用分	5,902	4億3,100万円余	2億4,800万円余
令和3年度	18,995	20億9,200万円余	9億4,100万円余
うちワンストップ特例適用分	8,673	5億8,800万円余	3億3,800万円余
令和4年度	24,205	26億2,000万円余	11億9,400万円余
うちワンストップ特例適用分	11,345	7億4,500万円余	4億2,900万円余
令和5年度	28,598	31億2,800万円余	14億3,400万円余
うちワンストップ特例適用分	13,717	9億2,000万円余	5億3,000万円余

※各課税年度における寄附の税額控除は、前年1月から12月の寄附に対して行われます。
 ※「市町村課税状況等の調べ」（調査基準日は7月1日時点）を基に算出しています。



【参考】令和5年度課税 多摩26市 ふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用状況
 単位：人、百万円

自治体名	人数	寄附金額	控除額 ※推計値含む
八王子市	40,464	3,832	1,739
立川市	16,201	1,556	718
武蔵野市	20,500	3,044	1,316
三鷹市	22,063	2,616	1,184
青梅市	6,808	518	247
府中市	24,762	2,343	1,108
昭島市	8,467	693	329
調布市	27,269	2,888	1,339
町田市	36,356	3,675	1,702
小金井市	14,572	1,561	725
小平市	18,204	1,706	807
日野市	16,737	1,545	729
東村山市	11,319	914	440
国分寺市	14,980	1,693	774
国立市	7,333	921	406
福生市	3,320	251	120
狛江市	8,497	850	397
東大和市	5,702	473	226
清瀬市	5,442	472	222
東久留米市	8,538	763	357
武蔵村山市	3,412	253	122
多摩市	12,467	1,182	554
稲城市	9,592	965	453
羽村市	3,277	277	130
あきる野市	4,112	321	154
西東京市	20,017	1,981	925
合計	370,411	37,293	17,223



【参考】特別区の状況 単位：人、百万円

自治体名	人数	寄附金額	控除額 ※推計値含む
千代田区	14,672	3,823	1,496
中央区	38,028	7,679	3,190
港区	47,614	15,757	5,942
新宿区	48,957	7,928	3,364
文京区	41,333	7,317	3,086
台東区	30,349	3,418	1,567
墨田区	40,369	3,765	1,804
江東区	78,492	9,962	4,522
品川区	67,446	9,496	4,193
目黒区	45,061	8,590	3,516
大田区	90,882	9,922	4,527
世田谷区	126,755	20,830	8,777
渋谷区	37,029	10,056	3,854
中野区	43,523	4,796	2,195
杉並区	77,044	10,025	4,399
豊島区	39,596	5,168	2,267
北区	42,622	4,092	1,938
荒川区	24,802	2,492	1,159
板橋区	60,771	5,577	2,628
練馬区	85,320	9,151	4,151
足立区	57,564	5,120	2,389
葛飾区	41,747	3,552	1,701
江戸川区	64,237	6,012	2,791
合計	1,244,213	174,528	75,456

※総務省ホームページ「令和5年度ふるさと納税に関する現況調査（税額控除の実績等）について」（税額控除の実績等）より引用

※令和5年6月1日時点において、把握している数値の集計となります。寄附額は令和4年1月1日～令和4年12月31日に寄附のあった額となります